

## News Release

2020 年 8 月 28 日

### 台風等による異常気象時下における輸送について

株式会社バンテックは、国土交通省が発表した、「輸送の安全を確保するための措置を講じる目安の設定」\*1 を異常気象時の輸送判断の基準とすることをお知らせいたします。

これまでも異常気象時にはお客様・パートナー企業様と調整させていただきながら、一時的な輸送停止をする場合がございますが、今後は国土交通省が定めた目安を基準として輸送実施・停止を判断することで、これまで以上にドライバーの安全、お客様の荷物の安全、また地域の安全を確保してまいります。

気象庁から特別警報が発令された場合、加えて国土交通省が定めた目安と同等、もしくはそれを上回る降雨、暴風時には、当該地域において輸送の遅延が発生する場合がございます。異常気象を予測できる段階から、できるだけ輸送の遅延なきよう努めてまいります。予測を超える事態においては、本社安全担当部署、および当該地域輸送担当部署が連携し、お客様・パートナー企業様へ速やかにご連絡し、ご協力を仰ぐものとなります。併せて運行スケジュールの再調整などをさせていただき、物流のスムーズな復旧に努めます。

#### 輸送停止の判断目安

- ・ 気象庁の特別警報発令
- ・ 50 mm/h を超える降雨
- ・ 30m/s を超える暴風

\*1 出典：国土交通省ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001330342.pdf>)

以上

【お問い合わせ先】

(株) バンテック

競争力強化本部 ICT 強化推進部

マーケティング &amp; コミュニケーション 仁多見 TEL: 045-306-5225

**働き方改革**

バンテックは「働き方改革」に取り組んでいます

物流は新領域へ

**LOGISTEED**